

令和7年度 学童保育室入室案内

斑鳩町教育委員会事務局 生涯学習課

目 次

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 令和7年度入室申込について | P1～P3 |
| 2. 学童保育室の概要について | P5～P8 |
| 3. 学童保育室の利用について | P9～P13 |
| 4. 各種手続きについて | P15～P16 |

1. 令和7年度入室申込について

令和7年度 学童保育室入室申込受付要項

【申請受付期間】

令和6年12月2日(月)～令和6年12月27日(金)

(年度途中入室については、P16をご覧ください。)

※令和7年4月に“春休み”のみ学童保育室の利用を希望される方も
上記申請期間中に必ず申請をしてください。

【対象学年】

斑鳩町在住の小学1年生から4年生までの児童

※定員に余裕があり、特別な事情がある場合に限り、5年生・6年生の児童を受け入れる場合があります。詳しくは生涯学習課にお問い合わせください。

【受付場所・受付時間】

斑鳩町教育委員会事務局 生涯学習課 窓口(斑鳩町役場2F)

午前8時30分～午後5時15分(※土曜・日曜日、祝日除く)

【お預かりする期間】

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

【申請書取得方法】

斑鳩町教育委員会事務局 生涯学習課 窓口(斑鳩町役場2F)

もしくは 斑鳩町HPで取得してください。

【申請時に必要なもの】

対象者	必要書類など	備考
全員	入室申請書	
	勤務状況証明書	世帯全員分 必要
	預金口座振替依頼書 (保育料・おやつ代)	通年(新規児童のみ) <u>通帳番号・お届け出印 必要</u>
	スポーツ保険代800円(※)	加入必須・年度適用
希望者のみ	延長保育利用・変更申請書	
対象者のみ	保育料減免申請書	減免内容により <u>添付書類 必要</u>
	申立書	
	その他必要書類	

(※) スポーツ保険代は3月に徴収します。なお、年度途中に入室申請をされる方は、申請時にお預かりします。(年度途中の入室については別途システム利用料140円が必要です)

【注意事項】

- 提出書類がすべて揃っていない場合は受付できません。勤務状況証明書等、勤務先の事情に応じて一定の配慮をおこなう場合がありますが、入室までに提出がない場合、または虚偽の申請をされた場合は、入室を取り消す場合があります。
- 必ず申請受付期間内(年度途中の入室は締日まで)に申請してください。
期間内に申請されない場合、希望日からの入室ができない場合があります。
- 勤務状況証明書などの証明書類は、申請時点における勤務実態を正確に把握するため、必ず原本での提出をお願いします。(コピー対応はいたしません)
長期休暇のみのご利用の方、同一年度内で再入室される方などは、入室申請を行うたびに、最新分の原本提出をお願いいたします。

2. 学童保育室の概要について

1. 学童保育室とは

保護者が仕事や病気等により、昼間家庭において保育を受けることができない小学校に通う児童に対して、集団による遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るために運営しています。

2. 対象児童

斑鳩町在住の小学1年生から4年生までの児童

※定員に余裕があり、特別な事情がある場合に限り、5年生・6年生の児童を受け入れる場合があります。詳しくは生涯学習課にお問い合わせください。

3. 学童保育室について

名 称	住 所	電話番号	定 員
斑鳩学童保育室	斑鳩町法隆寺南1丁目13番46号	74-3241(北) 74-1566(南)	140名
斑鳩東学童保育室	斑鳩町法隆寺南2丁目11番5号	75-6035(北) 74-1730(南)	110名
斑鳩西学童保育室	斑鳩町神南2丁目4番25号	75-6036(北) 75-6046(南)	100名

4. 開室及び休室について

	通常保育	延長保育
平 日	放課後～午後6時30分	午後6時30分～午後7時30分
学校休業日	午前7時45分～午後6時30分	
日曜・祝日	休 室	
年末年始 (12/29～翌1/3)		
町長が必要 と認めた日		

5. 学童保育室の先生について

放課後児童支援員（放課後児童支援員認定資格研修修了者）及び補助員（支援員を補助する者）が保育を担当します。

6. 費用について

○毎月かかる費用

名 称	種 別	金 額	備 考
通常保育料	月 額	4,000円	午後6時30分まで
延長保育料(希望者)	月 額	500円	午後7時00分まで
		1,000円	午後7時30分まで
おやつ代（※）	月 額	1,600円	長期休暇中の半月利用は800円

（※）おやつ代は、金融機関によっては別途振替手数料110円が必要です。

- ◆通年でご利用の方は、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に口座から引き落とします。
- ◆長期休暇のみご利用の方は、現金での納入となります。
- ◆保育料については各種減免制度があります。

詳しくは、P8「7. 保育料の減免制度について」をご覧ください。

○入室時のみ必要な費用

名 称	種 別	金 額	備 考
スポーツ安全保険	年 間	800円	年度途中の入室については別途システム利用料140円が必要
教材費（※）	年 間	1,000円	左記金額は年間上限金額
保護者会費（※）	年 間	2,600円	左記金額は年間上限金額

（※）教材費および保護者会費は、入室時の時期や年度内の入室回数により異なります。

詳しくは、各学童保育室にお問い合わせください。

7. 保育料の減免制度について

下記に該当される方は、申請により保育料が減免される場合があります。

減 免 区 分		減 免 額	備 考
生活保護世帯		全 額	「生活保護受給決定通知書」(写し)を添付してください
前年度市町村民税非課税世帯		半 額	前年度分の「非課税証明書」(原本)を添付してください
学校長期休暇期間のみ		半 額	春・夏・冬休みの半月利用時 (4・7・8・9・12・1・3月のみ)
多子世帯	第2子	半 額	同一世帯で2人以上入室時
	第3子以降	全 額	

3. 学童保育室の利用について

1. 学童保育室の運営について

○指導方針

- ◇ 安全な遊びを通じて、生活を指導するもので、学習の指導はしません。
- ◇ 自由な学習、読書、適当な運動を行い、健康で良い習慣を身につけます。
- ◇ 保育は、原則として保育室及び学校敷地内で行うものとします。
- ◇ 保育時間外については、保護者の責任とします。

○保護者の方へ

【入室時ご準備いただくもの】

- ◆上靴（小学校とは別に用意してください。）
- ◆手拭タオル（ハンカチ）

その他必要なものの詳細は、各学童保育室にお問い合わせください。

【開室に関すること】

- 学校休業日（土曜日等）の利用については、午前10時現在で来室する児童がいない場合は閉室します。午前10時以降に来室される場合は、必ず事前に各学童保育室まで連絡をお願いします。
- 新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の流行により学級閉鎖になったクラスの児童は、学級閉鎖期間中、感染拡大防止のため学校の対応に準じて学童保育室も出席停止となります。

【保育に関すること】

- 学校給食のない日、学校休業日の保育には、弁当を持たせてください。
- 学童保育室で個人の荷物は預かりません。
（翌日、学童保育室で着用する着替えは預かります。）
- 貴重品は持ってこないでください。なお、保育中に物品の紛失や破損等があった場合、責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

- 「学童だより」を毎月初めに配布しますので、必ず確認してください。
- 住所、電話番号、勤務先等に変更があった場合は、必ず各学童保育室にご相談ください。

【欠席・早退・体調不良・ケガに関すること】

- 学童保育室を欠席・早退される場合は、小学校とは別に、学童保育室にも必ず連絡してください。閉室中の場合は、留守番電話にメッセージをいれてください。
(学校の連絡帳には、学童保育室に関する連絡事項は記入しないでください。)
- お子様の体調が悪くなった場合は、緊急連絡先に電話連絡をしますので、速やかに迎えに来てください。
- 保育中の疾病、けが等、事故のあったときは、応急の処置を行い、必要に応じて保護者の方に連絡し対応について相談させていただきます。また、治療に要した費用でスポーツ安全保険に該当しないものについては、保護者の負担とします。

【お迎えや帰宅に関すること】

- 帰宅時間が下記時間以降になる場合は、児童だけの帰宅はできません。
保護者のお迎えをお願いします。

5月～8月	午後5時30分以降
上記以外の月	午後5時00分以降

- 上記の時間までの間で、児童だけで帰宅する必要がある場合は、必ず放課後児童支援員または補助員に声をかけるようお子様に伝えてください。
- 学校敷地外に出るときは帰宅扱いとなります。すべての荷物を持って帰宅してください。
- 学童保育室から一旦帰宅した後、再度保育を希望する時は、保護者が連れてきた場合のみ保育します。(子どもだけで、再び学童保育室に戻ることはできません。)
- 学校休業日の学童保育室への行き帰りは、原則として徒歩とします。
- 保育時間内(通常保育は午後6時30分まで、延長保育をご利用の方は認められている時間内)にお迎えに来られない場合は、必ず学童保育室まで連絡をお願いします。

※その他、各学童保育室の事情に応じた決まりごとがありますので詳しくは各学童保育室にお問い合わせください。

2. スポーツ安全保険について

万一の事故に備えて、入室されるすべての児童に財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入いただきます。保障内容は以下のとおりです。

➤ けがをされたとき(傷害保険)

学童保育の活動中および家庭との往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害および傷害に起因する後遺障害および死亡が対象になります。

➤ 賠償責任を負うおそれのある事故が発生したとき(賠償責任保険)

学童保育の活動中および家庭との往復中に、他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合が対象になります。

➤ 突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき(突然死葬祭費用保険)

学童保育の活動中および家庭との往復中に発生した、突然死による死亡が対象になります。

(スポーツ安全保険の保障内容)

掛金 1人年額	傷 害 保 険				賠償責任 保 険	突然死葬祭 費用保険
	死 亡	後遺障害	入 院	通 院		
800 円	3,000 万円	最高 4,500 万円	1日につき 4,000 円	1日につき 1,500 円	支払限度額 対人・対物賠償 合算 1 事故 5 億円 ただし、 対人賠償は 1 人 1 億円	支払限度額 180 万円

※一度加入いただくと、加入いただいた年度内は、保障が有効となります。

3. 警報等発令時の取扱いについて

《気象警報(大雨・洪水・暴風・大雪)の場合》

※気象庁、NHKのホームページ等をご参照ください。テレビで確認される場合は、dボタンを押して気象情報を確認してください。その際、斑鳩町に警報が出ているかどうか確認してください。

(1) 学童保育開室前の場合

午前7時現在で斑鳩町に警報が発令中の場合、一日休室します。

※午前7時以降に警報が解除された場合も、一日休室です。

(2) 学童保育開室中に警報が出た場合

保護者の方に防災メールで連絡しますので、お迎えをお願いします。

(3) 警報等により学校が休業となった場合

学校と同様、学童保育室も一日休室です。

(4) 学校授業中の場合

学校の指示に従い、学区下校、学童保育室での待機、学校待機となりますが、保護者の方に防災メールで連絡しますので(学童保育室での待機児童に限り)お迎えをお願いします。

《地震の場合》

(1) 保育時間中に大きな地震があった場合は、状況により学童保育室外に避難します。避難後、お迎えをお願いすることがあります。

(2) 学校休業日(地震等による学校休業日を含む)で、登室までの時間帯に、震度5弱以上の地震があった場合は、一時登室を見合わせてください。地震が収まった後、学童保育室の被害状況、施設点検、安全性を確かめますので、各学童保育室または役場生涯学習課へお問い合わせのうえ、登室してください。

(3) 午前7時までに奈良県に震度5弱以上の地震があった場合は、学校や町の広報車等の指示に従ってください。

4. 各種手続きについて

各種手続きについて

手続き内容	必要書類	提出期間
入室(年度途中)	入室申請書等	利用開始日の3ヶ月前～ 前月10日
延長保育利用・変更	延長保育利用・変更申請書	前月25日締
退室	退室届	毎月25日締 <small>※4月,12月,2月末退室は締切が早まります</small>
延長保育辞退	延長保育辞退届	毎月25日締
銀行引落口座変更	口座振替依頼書(※)	随時
勤務先変更	勤務状況証明書	随時
住所・氏名変更等 その他手続き	お問い合わせください	随時

(※) 手続き時、通帳番号・お届け印が必要です。

【注意事項】

1. 年度途中の入室については、申請書等を審査のうえ、入室希望月の前月中旬以降に入室の可否を通知します。
2. 上記提出日を過ぎられますと、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください。

当冊子でご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

斑鳩町教育委員会事務局 生涯学習課
TEL:0745-74-1001(代)
FAX:0745-74-6784